

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01210

研究課題名（和文）薬物事犯および財産犯における刑罰と処分および治療の兼ね合い

研究課題名（英文）Appropriate relationship between punishment and disposition and treatment in drug offenses and property offenses

研究代表者

松宮 孝明（Matsumiya, Takaaki）

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：80199851

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、刑事司法がコミットできる、薬物犯罪、窃盗罪や詐欺罪を対象とした病的ないし依存症的・条件反射的な財産犯罪行為者に対する「刑罰以外の」予防的な対処法を構想し、それと「刑罰」との兼ね合いを考えようとするものであった。そこで、一方で「刑罰」との「二元主義」に基づく「保安処分」発祥の地であるドイツでの「処分」の沿革研究と現状を調査し、処分は「治療」を必須とするとともにそれによって「刑罰」との差異化を図る試みを明らかにした。他方で、認知行動療法や「条件反射制御法」等の国内での「治療」の効果を専門家へのインタビューで明らかにし、「治療」は「刑罰」よりも優れた成果を上げていることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、薬物犯罪、窃盗罪や詐欺罪を対象とした病的な財産犯罪行為者に対する「刑罰以外の」予防的な「治療」と「刑罰」との兼ね合いを明らかにするものである。その背景には、「病的な」犯罪が繰り返され再犯となった場合に懲役刑の実刑が避けられないという実務がある。しかし「刑罰」によってこれらの犯罪の繰り返しが予防できるとする証拠はなく、刑事施設内での「治療」機会の提供は不十分であるために、却って刑の執行は「治療」による問題解決を遠ざけるという問題がある。他方で、「治療」の発展は「刑罰」から「犯罪予防」という在意義を奪うことになる。その中で「刑罰」固有の意義を明らかにすることが本研究の意義である。

研究成果の概要（英文）：This study was intended to conceive of preventive measures “other than punishment” for pathological, addictive, and conditionally reflexive property crime offenders for drug crimes, theft, and fraud, which the criminal justice system can commit, and to consider how these measures can be combined with “punishment”. On the one hand, we studied the history and current status of “disposition” in Germany, the birthplace of “security disposition” based on “dualism” with “punishment,” and clarified that “treatment” is essential for disposition and attempts to differentiate it from “punishment” through it. On the other hand, interviews with specialists revealed the effectiveness of “treatment” in Japan, such as cognitive-behavioral therapy and “conditioned reflex control methods,” and revealed that “treatment” has achieved better results than “punishment.”

Translated with DeepL.com (free version)

研究分野：刑事法

キーワード：刑罰 処分 治療 窃盗症

1. 研究開始当初の背景

本研究は、刑事司法がコミットできる、薬物犯罪、窃盗罪や詐欺罪を対象とした病的ないし依存的・条件反射的な財産犯罪行為者に対する「刑罰以外の」予防的な対処法を構想し、それと「刑罰」との兼ね合いを考えようとするものである。その背景には、窃盗症を典型とする「病的な」犯罪が繰り返され再犯となった場合に懲役刑の実刑が避けられないという実務がある。しかし、そのような実務では、「刑罰」によってこれらの犯罪の繰り返しが予防できるとする実証的証拠はなく、刑事施設内での「治療」機会の提供は不十分であるために、却って刑の執行は「治療」による問題解決を遠ざけるという問題があった。

他方で、一部では「認知行動療法」や「条件反射制御法」等により問題行動の変容に成功する「治療」が開発されつつあった。そこで、「刑罰」の存在意義をあくまで「犯罪」の予防措置だと考えると、このような「治療」の発展は「刑罰」固有の存在意義を奪うことになるが、直感的にはそれもまた、違和感のある帰結であった。

2. 研究の目的

本研究は、1で述べた背景から、一方で、問題行動の変容のために「治療」に十分な機会を与えるために、「治療」と、刑事責任を前提とする「刑罰」との適正な兼ね合いを発見することを目指すものであり、他方で、その中でも「刑罰」固有の存在意義を明らかにすることを目的とするものであった(なぜなら、「刑罰」固有の存在意義が明らかにならなければ、「刑罰」はすべて「治療」に置き換えるべきだということになってしまうからである)。

3. 研究の方法

本研究では、一方で、ドイツの「保安監置」制度の改革の動きを追っている。とりわけ責任能力者に対する「処分」を含めた「二元主義」による刑罰と処分の併存および調整の歴史は、本研究の前提であった。日本では、特に窃盗罪や詐欺罪といった財産犯を繰り返す者に対しては(付言すれば軽微な性犯罪を反復する者に対しても)、責任能力の有無にかかわらず、「医療観察法」(「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」)の対象となっていない。しかし、特にドイツの保安監置では、責任能力があっても、一定の重大な犯罪行動を繰り返す危険を示すものについては、「刑罰」でない拘禁が行われている。ただし、適用領域や要件の拡大を続けてきた「保安監置」は、21世紀に入って、「治療」を内容としない限り、欧州人権条約違反およびドイツ基本法違反になるとする裁判例が続出した。そこで、ドイツでは、「治療」を中核とする「刑罰」との差異化を図った新しい「保安監置」が試行されている。その改革の試みと実際の「治療」を明らかにすることが、本研究の一つの柱であった。

他方で、上述のように、日本では、すでに「認知行動療法」や「条件反射制御法」等により問題行動の変容に成功する「治療」が開発されてきた。そこで、これらの治療法の方法と効果を、専門家へのインタビューを通じて明らかにすることが、本研究のもう一つの方法であった。

4. 研究成果

本研究の期間である2021年度から2023年度はコロナ禍のパンデミックにより、外国出張および国内での面談が大きく制限された。そのため、当初は、ドイツ法の研究は文献およびインターネット上の資料を中心とするものとなった。2023年度によろしく、現地の研究者を訪問し、有益な資料と示唆を得ることができたが、その成果は当初の目的を十分に達成するものではない。なお、その成果の一部は、「『保安』処分からみた『刑』法」(立命館法学 411=412号 304-330頁)というタイトルで公刊されている。

本論文では、以下のことを明らかにした。

(1) 必ずしも責任能力を否定しあるいは低下させる「精神の障害」を持たずに犯罪ないし問題行動を繰り返す行為者に対しては、「純粋な」保安のための処分は、欧州人権条約に拘束されるドイツでは、少なくとも法理論上は正当化できなかった。それはあくまで、広い意味での「治療」を目的とし内容とするものとしてしか、存続できなかったのである。

(2) 表向きは「純粋な」保安のための処分を提案していなかった1974年改正刑法草案をめぐるわが国の議論においても、「保安」優位の「治療処分」の提案は実現しなかった。むしろ、その後制定された医療観察法は、立案過程での修正により、「再犯のおそれ」から「医療の必要性」に重点を移したものであり、緊張関係はありつつも、「『保安処分』として本法を運用するという路線が事実上阻まれていることを示すもの」となった。

(3) しかし、医療観察法などが予定する強制医療についても、対象者の自発的な参加を促す専門機関でのプログラムのほうが、より高い効果を上げているのではないかという問題がある。しかも、刑の執行は、このようなプログラムの実施を阻害する方向に作用する。

(4) それにもかかわらず刑罰を言い渡し、さらには執行するのであれば、その目的は、「治療」はもちろん「再犯防止」でもないということになる。したがって、我々は、「刑罰」に関する

る法である「刑」法を、犯罪行為者の「再犯防止」を目的とする法と考えるべきではない。むしろ、「刑」法の目的ないし存在意義は、「規範違反としての犯罪」を刑罰という害悪で否定し、それを通じて社会の骨格を成す規範を維持することにあると考えた方がよい。

(5) 法制度を設計する側から見れば、「再犯防止」ないし問題行動が防止を超えた、対象者の抱える根本問題の解決が、究極の目標になる。そのためには、刑事司法を超えて、福祉を主体とする連携への道を確立することが必要である。

他方、国内の「治療」専門家へのインタビューは、すでに数回実施しているが、まだ十分ではない。現時点では、特に「条件反射制御法の成果について、以下のことを明らかにしている。

条件反射制御法は、2006年に覚醒剤の欲求を抑制するために平井愼二医師が開発して用い、後に窃盗や軽微な性犯罪、ギャンブル依存などの他の逸脱した反復行動にも用いて強い効果が見られることが明らかにされた。その技法が依拠する信号系学説はヒトが行動する本当のメカニズムを説くものである。2013年頃には、信号系学説に照らし合わせて反復する行動に対応する体系の検討が開始された。

その後、「薬物乱用に対応する者の役割と連携」をテーマにして2022年9月に「条件反射制御法学会」の第11回学術集会が開催され、取締側が実務で行動制御能力を判定する考え方を示していないこと、およびその重大性が明らかにされた。さらに、平井医師は、2023年4月22日の研究会で、行動制御能力を判定する考え方を報告している。その後、この研究は「回復支援施設と精神科医療施設の連携」に向かっている。同時に、この研究では、刑事裁判における「条件反射制御法」の活用と「刑罰」の在り方についても、さらに検討を深めることが企図されている。

この方向の研究については、引き続き、その成果を明らかにしていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松宮孝明	4. 巻 37
2. 論文標題 「『タトゥー事件』からみる『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 年報医事法学	6. 最初と最後の頁 27, 34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松宮孝明	4. 巻 404
2. 論文標題 「『他者による葬祭可能性の減少』と死体遺棄」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 1, 23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松宮孝明	4. 巻 30号
2. 論文標題 リストの犯罪体系と「二元主義」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 131-146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松宮孝明	4. 巻 1
2. 論文標題 今日における刑罰の体系と刑罰論についての覚え書き	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『刑事法学の系譜』内田文昭先生米寿記念	6. 最初と最後の頁 57-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	佐竹 宏章 (Satake Hiroyuki) (30844146)	青山学院大学・法学部・助教 (32601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------